(一)　平成二十一年七月十五日から平成二十二年一月十五日までの間の場合　医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

十九　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める。

平成二十一年一月二十七日

財務大臣　中川　昭一

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）附則第十一条の二に規定する平成二十年九月以後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として主務大臣が定めるものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が開発途上地域以外の地域においてこの告示の適用の日において現に実施している事業であって、当該事業に必要となる資金を平成二十年九月以後の国際金融秩序の混乱に伴い金融機関からの借入れ及び社債又はこれに準ずる債券の発行により直接又は間接に調達することが著しく困難となっているものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

○厚生労働省告示第十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十条第一項の規定に基づき、配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月二十七日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第一かぜ薬（一日二回服用するものを含む。）の項中「テレビン油」の下に「、トラネキサム酸」を加え、同表滋養強壮増血剤（ビタミン剤を含む。）及び解毒剤の項中「フマル酸第一鉄」の下に「、ヘプロニカート」を加える。

別表第二葛根湯の項中「葛根湯」の下に「（内用液剤であつて、一日二回服用するものを含む。）」を加える。

○厚生労働省告示第十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条第三号の規定に基づき、薬事法施行令第三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月二十七日

厚生労働大臣　舛添　要一

耳鼻科用薬の項第六目を次のように改める。

6　トラネキサム酸

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年一月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県真庭市阿口字湯頭二九〇の三、二九一の二、字御崎前三〇三の二、三〇四、字萱曽根三〇九の三、字柳ケ谷西平三一六の三、三一八の二、三一九、字柳ケ谷三二〇、字唐箱迫四七〇四の一から四七〇四の三まで、字西谷四七〇五の一、四七〇五の五、四七〇六の一、四七〇六の二、四七〇七、四七〇八の一、四七〇八の三、四七〇八の四、四七〇九の一、四七〇九の二、四七一一、四七三七、字吉ケ谷四七三六、上皆部字高畝二九三の一、二九三の二、字丸畝二九四の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年一月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市豊永赤馬字大総田八七八、字広総田八七九の三、八七九の四、八七九の一四、八七九の一七から八七九の一九まで、字畑八八〇、八八一の一、八八二の二、八八二の一、八八二の二、八八三の一から八八三の三まで、八八五の一から八八五の三まで、八八六、八八七の一から八八七の三まで、八八八、八八九の一から八八九の三まで、字大松峠八九〇の一、八九〇の二、八九二の一から八九二の三まで、八九三、八九四の一から八九四の三まで、八九六の一、八九六の二、八九七、九〇〇、字後畑道上八九九、九〇一、一〇二四の二、一〇二五の二、一〇二七の二、一〇二九の二、一〇五九の二、一〇六一の二、字大松尻九〇二の二、九〇八の二、九〇九、九一二、九一三、九一四、九一六の二、字籠内九一七から九二一まで、九八二から九八六まで、字高丸九八八、九八九、九九〇の二、九九一の二、九九二の二、九九五の三、一〇〇九の二、一〇二一、字後畑一〇二〇の一、字大松一〇六二の二、一〇六六、一〇六七の一、字彦太郎一〇六八から一〇七〇まで、一〇七一の一、一〇七二、一〇七三の二、一三七二の二、一三八三の二、字寺屋敷仲ナル一三七三の二、字寺屋敷中ノナル一四〇九、一四一〇、字寺屋敷中成一六二五の二、字坂ノ本一六四〇から一六四二まで、字谷奥一六四三の一、一六四四の一、一六四五の一、一八八三、字谷奥平一八七六の二、一八七七の二、一八七八の四、一八七九、一八八四、一八八五の四、一八八六、一八八七、一八八八の一、一八八八の三、一八八九の三、字奥口一八九一の一、一八九二の三、一八九三の一、一八九四の二、一九〇一の二、一九〇一の四、一九〇四の二、字大曽根三七五六の二、三七五六の六、三七五七の三、三七六三の一、三七六三の三、字押床平三七六四の一、三七六四の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年一月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県苫田郡鏡野町箱字大峪三六五の一、三六六の一、字段ノ谷三六七の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年一月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市豊永赤馬字広総田八七九の二、八七九の一一から八七九の一三まで、八七九の二〇、八七九の二一、八八五の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）